

## 宇和島地区広域事務組合規則公布第3号

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及びサービスに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

## 宇和島地区広域事務組合規則第3号

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年3月25日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原文彰

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則（平成22年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「中、「別表第2ア 行政職給料表」とあるのは「別表第2ア 行政職給料表、エ 福祉職給料表」を「第2条第2項及び第3条の各号中「行政職給料表6級の職」とあるのは「行政職給料表6級、福祉職給料表5級の職」と、「行政職給料表5級の職」とあるのは「行政職給料表5級、医療職（二）給料表5級、医療職（三）給料表5級、福祉職給料表4級の施設長心得又は施設長補佐の職」に改め、同条第6項中「、この項において」を削り、「中、次に掲げるものについては、次の各号のとおりとする。」を「別表第1を別表第10のとおり読替える。」に改め、同項各号を削る。

別表第10を次のとおり改める。

別表第10（第2条第6項関係、市管理職手当規則別表第1関係）

職	管理職手当
行政職給料表7級の職	50,000円
行政職給料表6級の職 福祉職給料表5級の職	40,000円
行政職給料表5級の職 医療職（二）給料表5級の施設長心得、施設長補佐の職 医療職（三）給料表5級の施設長心得、施設長補佐の職 福祉職給料表4級の施設長心得、施設長補佐の職	26,000円

別表第11を削り、別表第12を別表第11とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。